

転居届

青森市内で引っ越しされた方へ 手続チェックシート

支所等

は、各支所・各情報コーナーでも手続ができます。

No	異動者	チェック	職員 総合窓口 使用欄	手続	手続の際に必要なもの	よる 代理人 手続に しました	お 手続して ください	青森地区の 担当課 (お問い合わせ先)	浪岡地区の 担当課 (お問い合わせ先)
住所異動	1 日本人の方			転居届	○届出人の本人確認書類（運転免許証、パスポート、マイナンバーカード、住民基本台帳カード等） ○異動した方のマイナンバーカード ○住民基本台帳カード（お持ちの方） ○委任状（代理の方が届出する場合） ※委任状は転居前、転居後に同一世帯の方が届出する場合は不要です。	可		駅前庁舎(1階) 市民課 ③番窓口 (住民情報チーム) ☎017-734-5241 支所等	浪岡庁舎(1階) 市民課 ①番窓口 (総合窓口チーム) ☎0172-62-1128
	2 外国人の方			転居届 住み始めた日から14日以内	○届出人の本人確認書類（在留カード、特別永住者証明書、運転免許証等） ○異動する方全員の在留カード、特別永住者証明書または外国人登録証明書 ○異動した方のマイナンバーカード ○住民基本台帳カード（お持ちの方） ○委任状（代理の方が届出する場合） ※委任状は転居前、転居後に同一世帯の方が届出する場合は不要です。	可		駅前庁舎(1階) 市民課 ③番窓口 (住民情報チーム) ☎017-734-5241	

～以下は、転居に伴って必要となる手続です～

- ★マークの手続は、住民異動届と合わせて、駅前庁舎市民課で手続ができます。なお、手続の内容によっては、担当課をご案内する場合がありますのでご了承ください。
- 「代理人による手続」欄に「可」の記載がある手続は、代理人による手続が可能ですが、必要なものは手続により異なりますので、担当課へお問い合わせください。

支所等

は、各支所・各情報コーナーでも手続ができます。

No	あてはまる方はいますか？	チェック	職員 総合窓口 使用欄	手続	本人による手続の際に必要なもの (代理人による手続の際は担当課へお問い合わせください。)	よる 代理人 手続に しました	お 手続して ください	青森地区の 担当課 (お問い合わせ先)	浪岡地区の 担当課 (お問い合わせ先)
マイナンバーカード等	★ マイナンバーカードをお持ちの方			記載事項変更手続 (個人番号カード券面記載事項変更届)	○マイナンバーカード ○ご自身で決めたカードの暗証番号(4桁の数字)	可		駅前庁舎(1階) 市民課 ④番窓口 (住民情報チーム) ☎017-734-5241 支所等	浪岡庁舎(1階) 市民課 ①番窓口 (総合窓口チーム) ☎0172-62-1128
	★ マイナンバーカードで署名用電子証明書を利用している方 (e-Tax等を利用する方)			署名用電子証明書の発行 (署名用電子証明書新規発行申請書)	○マイナンバーカード ○ご自身で決めたカードの暗証番号(6～16桁の英数字)	可		駅前庁舎(1階) 市民課 ④番窓口 (住民情報チーム) ☎017-734-5241 支所等	浪岡庁舎(1階) 市民課 ①番窓口 (総合窓口チーム) ☎0172-62-1128

住所変更により署名用電子証明書が失効しますので、必要な方は手続してください。

支所等 は、各支所・各情報コーナーでも手続きができます。

No	あてはまる方はいますか？	チェック	職員総合窓口 使用欄	手 続	本人による手続きの際に必要なもの (代理人による手続きの際は担当課へお問い合わせください。)	よ り 代 理 人 に し ま し た	お 手 続 し て く だ さ い	青森地区の 担当課 (お問い合わせ先)	浪岡地区の 担当課 (お問い合わせ先)
マイ ン バ ー カ ー ド 等	★ マイナンバーカードを申請中の方			説明	再度申請が必要な場合がありますので、受付担当にご確認ください。	一 部 可		駅前庁舎(1階) 市民課 ④番窓口 (住民情報チム) ☎017-734-5241 支所等	浪岡庁舎(1階) 市民課 ①番窓口 (総合窓口チム) ☎0172-62-1128
	マイナンバーの通知カードをお持ちの方			不要	令和2年5月25日から通知カードの記載変更は行っておりません。 (転居後はマイナンバーを証明する書類として使用できません。)	可			
	★ 住民基本台帳カードをお持ちの方			連絡票	表面記載事項変更手続 (住民基本台帳カード表面 記載事項変更届) ○住民基本台帳カード ○ご自身で決めたカードの暗証番号(4桁の数字)	可			
	★ 住民基本台帳カードで電子証明書 を利用している方 (e-Tax等を利用する方)			説明	住所変更により、電子証明書が失効します。住民基本台帳カードへの電子証明書の 新規発行は終了しておりますので、必要な方はマイナンバーカード(電子証明書を含む) の交付申請をしてください。	可			
印 鑑 登 録	★ 印鑑登録を希望する方 ◆15歳未満の方、成年被後見人の方は登録 できません。			連絡票	印鑑登録申請 (印鑑登録申請書) ○登録する印鑑 ※印材や大きさによって登録できない印鑑があります ので、詳しくは担当課へお問い合わせください。 ○官公署が発行した顔写真付き本人確認書類 既に印鑑登録をしている方は、自動的に住所が変更となるため、手続は不要です。	可		駅前庁舎(1階) 市民課 ⑤番窓口 (住民情報チム) ☎017-734-5241 支所等	
国 民 健 康 保 険	★ 世帯全員での転居 (世帯主変更を伴わ ない全全転居)で被 保険者証の手書き 修正を希望する		当日受付は 転記	18	預かり	○転居する方の国民健康保険被保険者証 ○世帯全員のマイナンバーがわかるものと届出人の本人 確認書類 (持参している場合) ※詳細は12ページ参照	可	駅前庁舎(1階) 国保医療年金課 ⑨番窓口 (国保資格チム) ☎017-734-5493 支所等	浪岡庁舎(1階) 健康福祉課 ②-2番窓口 (国保年金チム) ☎0172-62-1153
	国民健康保 険に加入し ている方		当日受付は転記	19	待機依 頼	住所変更手続 (国民健康保険資格異動 届) 届出日から14日以内 ○転居する方の国民健康保険被保険者証 ○世帯全員のマイナンバーがわかるものと届出人の本人 確認書類 (持参している場合) ※詳細は12ページ参照 ※駅前庁舎市民課または浪岡庁舎市民課で転居の届出を した場合は、住民異動届のコピーをお渡ししますの で、上記のものとあわせて担当課へお持ちください。	可		

支所等 は、各支所・各情報コーナーでも手続ができます。

No	あてはまる方はいますか？		チェック 職員使用欄	職 員 使 用 欄	手 続	本人による手続の際に必要なもの (代理人による手続の際には担当課へお問い合わせください。)	よ 理 手 続 に し ま し た	完 了 し た	お 手 続 し て 後 日	青森地区の 担当課 (お問い合わせ先)	浪岡地区の 担当課 (お問い合わせ先)
	国保に加入 している方	No.10・11以外 (全全転居以外)									
12	国保に加入 している方	No.10・11以外 (全全転居以外)	当日受付は 転記	20	待機 依頼	保険証番号変更手続 および 世帯主変更手続 (国民健康保険資格異動 届) 異動日から14日以内	<ul style="list-style-type: none"> ○国民健康保険被保険者証(転居する方の分または転居により世帯主変更のある場合はその世帯の国保加入者全員分) ○限度額認定証(お持ちの方) ○特定疾病受療証(お持ちの方) ○転居後の世帯主および転居した方のマイナンバーがわかるものと届出人の本人確認書類(持参している場合) ※詳細は12ページ参照 ※駅前庁舎市民課または浪岡庁舎市民課で転居の届出をした場合は、住民異動届のコピーをお渡ししますので、上記のものとあわせて担当課へお持ちください。	可		駅前庁舎(1階) 国保医療年金課 ⑨番窓口 (国保資格チーム) ☎017-734-5493 支所等	
	転居した方が世帯主で入る世帯 に国保加入者がいる(一部転居)	当日受付は転記									
13		★ 世帯全員での転居 (全全転居)	当日受付は 転記	21	預かり		可				
14	限度額適用 認定証 または限度 額適用・標 準負担額減 額認定証を お持ちの方	世帯全員での転居 (全全転居)で新し い被保険者証交付 を希望する、また は修正の余白がない			(発券)	認定証の修正 (国民健康保険限度額適 用・標準負担額減額認 定申請書)	<ul style="list-style-type: none"> ○限度額適用認定証または限度額適用・標準負担額減額認定証 ○認印(世帯主以外の方が申請の場合) ○国民健康保険被保険者証(後日申請の場合) 	可			浪岡庁舎(1階) 健康福祉課 ②-2番窓口 (国保年金チーム) ☎0172-62-1153
15		No.13・14以外 (全全転居以外)			(発券)					駅前庁舎(1階) 国保医療年金課 ⑫番窓口 (国保給付チーム) ☎017-734-5343	
16		世帯全員での転居 (全全転居)			説明	手続は不要です。(医療証は引き続きご使用になれます。)					
17	妊産婦十割 給付医療証 をお持ちの 方	No.16以外 (全全転居以外)			(発券)	医療証の修正	<ul style="list-style-type: none"> ○青森市妊産婦十割給付医療証 ○国民健康保険被保険者証(後日申請の場合) 	可			

支所等 は、各支所・各情報コーナーでも手続ができます。

No	あてはまる方はいますか？		チェック	職 員 使 用 欄 総 合 窓 口	手 続	本人による手続の際に必要なもの (代理人による手続の際は担当課へお問い合わせください。)	よ 代 理 人 手 続 に し ま し た	お 手 続 し て く だ さ い	後 日	青森地区の 担当課 (お問い合わせ先)	浪岡地区の 担当課 (お問い合わせ先)
	特定疾病療 養受療証を お持ちの方	世帯全員での転居 (全全転居)									
18		世帯全員での転居 (全全転居)				手続は不要です。(受療証は引き続きご使用になれます。)				駅前庁舎(1階) 国保医療年金課 ⑫番窓口 (国保給付チーム) ☎017-734-5343	
19	特定疾病療 養受療証を お持ちの方	No18以外 (全全転居以外)		(発券)	受療証の修正 (国民健康保険特定疾病 療養受療証交付申請書)	○特定疾病療養受療証 ○国民健康保険被保険者証 (後日申請の場合)	可				
20	★ 後期高齢者医療制度に加入して いる方					後日、担当課から新しい後期高齢者医療被保険者証を送付します。				駅前庁舎(1階) 国保医療年金課 ⑨番窓口 (国保資格チーム) ☎017-734-5493	浪岡庁舎(1階) 健康福祉課 ②-2番窓口 (国保年金チーム) ☎0172-62-1153
21	転居した方が世帯主で、残る世 帯または入る世帯に国保加入者 がいる		当日受付は転記	22	待 機 依 頼	保険証番号変更手続 および 世帯主変更手続 (国民健康保険資格異動 届) 届出日から14日以内	○国民健康保険被保険者証(転居前及び転居後の世帯の国 保加入者全員分) ○限度額認定証(お持ちの方) ○特定疾病受療証(お持ちの方) ○世帯全員のマイナンバーがわかるものと届出人の本人 確認書類 (持参している場合) ※詳細は12ページ参照 ※駅前庁舎市民課または浪岡庁舎市民課で転居の届出を した場合は、住民異動届のコピーをお渡ししますの で、上記のものとあわせて担当課へお持ちください。	可			
22	★ 限度額適用認定証または限度額 適用・標準負担額減額認定証を お持ちの方					引き続き該当する場合は、後日、新しい後期高齢者医療被保険者証と一緒に送付し ます。				駅前庁舎(1階) 国保医療年金課 ⑫番窓口 (国保給付チーム) ☎017-734-5343	
23	★ 特定疾病療養受療証をお持ちの 方					後日、新しい後期高齢者医療被保険者証と一緒に送付します。					

支所等 は、各支所・各情報コーナーでも手続ができます。

No	あてはまる方はいますか？	チェック	職員総合窓口 使用欄	手 続	本人による手続の際に必要なもの (代理人による手続の際には担当課へお問い合わせください。)	よ り 代 理 人 手 続 に し ま し た	お 手 続 し て く だ さ い	青森地区の 担当課 (お問い合わせ先)	浪岡地区の 担当課 (お問い合わせ先)
国民年金・農業者年金	24	第3号被保険者で、年金をまだ受給していない方 第3号被保険者・・・ 厚生年金、共済組合の加入者に扶養されている配偶者		説明	扶養している方の勤務先で手続をしてください。			扶養している方の勤務先	
	25	★ 第1号被保険者で、年金をまだ受給していない方 第1号被保険者・・・ 自営業者、農業者・漁業者、学生および無職の方		不要	手続は不要です。 転居により世帯構成員の変更がある方、年金保険料の免除・納付猶予等の申請を希望する方、またはすでに全額免除以外で決定（却下含む）している方は、担当課へお問い合わせください。			駅前庁舎(1階) 国保医療年金課 ①番窓口 (国民年金f-m) ☎017-734-5352 支所等	浪岡庁舎(1階) 健康福祉課 ②-2番窓口 (国保年金f-m) ☎0172-62-1153
	26	高齢・障害・遺族基礎年金を受給している方 (支給停止中の方を含みます。)		待機依頼	○受給者の年金証書またはマイナンバーがわかるもの ※駅前庁舎市民課または浪岡庁舎市民課で転居の届出をした場合は、住民異動届のコピーをお渡ししますので、上記のものとあわせて担当課へお持ちください。	可		日本年金機構青森年金事務所 ☎017-734-7495 (音声案内 1を押した後に2を押す) 駅前庁舎(1階) 国保医療年金課 ①番窓口 (国民年金f-m) ☎017-734-5352	浪岡庁舎(1階) 健康福祉課 ②-2番窓口 (国保年金f-m) ☎0172-62-1153
27	農業者年金を受給している方または加入している方		説明	住所変更手続 (農業者年金住所変更届出書) ○受給者の農業者年金証書または加入者の農業者年金被保険者証 ○転居後の住所が確認できるもの(住民票の写し、運転免許証等)	可		お近くのJA青森 青森市農協本店信用部 ☎017-763-2013		
介護保険	28	★ 修正の余白がある	当日受付は	23	預かり	○介護保険被保険者証	可		
	29	修正の余白がない	当日受付は	24	待機依頼	住所変更手続 ○介護保険被保険者証 ※駅前庁舎市民課または浪岡庁舎市民課で転居の届出をした場合は、住民異動届のコピーをお渡ししますので、上記のものとあわせて担当課へお持ちください。	可	駅前庁舎(1階) 介護保険課 ①番窓口 (介護認定f-m) ☎017-734-2308 支所等	浪岡庁舎(1階) 健康福祉課 ②-4番窓口 (介護保険f-m) ☎0172-62-1134

支所等 は、各支所・各情報コーナーでも手続きができます。

No	あてはまる方はいますか？	チェック	職員総合窓口 使用欄	手続	本人による手続の際に必要なもの (代理人による手続の際は担当課へお問い合わせください。)	よ 代 理 人 手 続 に し ま し た	完 了 し た	お 手 続 し て 後 日 く だ さ い	青森地区の 担当課 (お問い合わせ先)	浪岡地区の 担当課 (お問い合わせ先)
30	★ 介護保険負担割合証をお持ちの方 修正の余白がある	当日受付は 転記	25	預かり	住所変更手続 ○介護保険負担割合証 転居により世帯員が変更となり、それに伴い負担割合が変更となる方には、後日、担当課から新しい負担割合証を送付いたします。	可			駅前庁舎(1階) 介護保険課 ⑱番窓口 (給付チーム) ☎017-734-5362	浪岡地区の 担当課 (お問い合わせ先)
31	修正の余白がない	当日受付は 転記	26	待機依頼	住所変更手続 ○介護保険負担割合証 ※駅前庁舎市民課または浪岡庁舎市民課で転居の届出をした場合は、住民異動届のコピーをお渡ししますので、上記のものとあわせて担当課へお持ちください。	可			浪岡庁舎(1階) 健康福祉課 ②-4番窓口 (介護保険チーム) ☎0172-62-1134	
32	★ 高齢者福祉乗車証(いき・粋乗車証)をお持ちで、転居により電話番号が変更となった方 ◆市営バス等を乗車1回につき100円でご利用できる乗車証です。	当日受付は 転記	27	裏面または担当課	乗車証をお持ちのご本人が同意する場合は、市民課から担当課へ変更後の電話番号を提供します。同意しない場合は、変更後の電話番号を担当課へ直接お知らせください。 いき・粋乗車証は転居後もそのままご利用いただけます。	不可			駅前庁舎(1階) 高齢者支援課 ⑯番窓口 (高齢福祉総務チーム) ☎017-734-5326	
33	自立支援医療受給者証をお持ちの方 ◆更生医療 ◆育成医療 ◆精神通院医療			担当課	住所変更手続 (自立支援医療受給者証記載事項等変更届出書) ○受給者証 ○受給者の認印(精神通院医療は自署する場合は不要です。) ○マイナンバーがわかるものと本人確認書類(持参している場合) ※詳細は12ページ参照	可			駅前庁舎(1階) 障がい者支援課 ⑭番窓口 (相談チーム) ☎017-734-5319 ☎017-734-2319	
34	障害福祉サービス等受給者証をお持ちの方 ◆障害福祉サービス受給者証 ◆療養介護医療受給者証 ◆障害児通所受給者証 ◆肢体不自由児通所医療受給者証			担当課	住所変更手続 (申請内容変更届出書) ○障害福祉サービス受給者証、療養介護医療受給者証、障害児通所受給者証、肢体不自由児通所医療受給者証のうち、お持ちのものすべて ○障がい者手帳 ○受給者の認印(自署する場合は不要です。) ○マイナンバーがわかるものと本人確認書類(持参している場合) ※詳細は12ページ参照	可			浪岡庁舎(1階) 健康福祉課 ②-3番窓口 (民生福祉チーム) ☎0172-62-1113	
35	地域生活支援事業を利用している方 ◆日中一時支援事業 ◆外出介護サービス事業 ◆訪問入浴サービス ◆入院時意思疎通支援事業			担当課	住所変更手続 (変更届) ○各事業の決定通知書のうち、お持ちのものすべて ○障がい者手帳 ○利用者の認印(自署する場合は不要です。) ○マイナンバーがわかるものと本人確認書類(持参している場合) ※詳細は12ページ参照	可			駅前庁舎(1階) 障がい者支援課 ⑭番窓口 (障がい福祉チーム) ☎017-734-5327	

支所等 は、各支所・各情報コーナーでも手続きができます。

No	あてはまる方はいますか？		チェック	職員総合窓口 使用欄	手 続	本人による手続きの際に必要なもの (代理人による手続きの際は担当課へお問い合わせください。)	よ 代 理 人 手 続 に し ま し た	完 了 し た	お 手 続 し て 後 日 に お 手 続 し て く だ さ い	青森地区の 担当課 (お問い合わせ先)	浪岡地区の 担当課 (お問い合わせ先)
36	特別児童扶養手当を受給している方	対象となっている児童			住所変更手続 (特別児童扶養手当住所変更届)	○特別児童扶養手当証書	可				
37		保護者・養育者等									
38	障がい者手帳をお持ちの方 ◆身体障害者手帳 ◆愛護手帳 ◆精神障害者保健福祉手帳	No.33~37のうち、ひとつでも該当する方または該当するか不明な方			住所変更手続 (身体障害者手帳変更届) (愛護手帳(療育手帳)交付等申請(届出)書) (障害者手帳記載事項変更届・再発行申請書)	○障がい者手帳 ○手帳をお持ちの方の認印 (身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳の場合) ○手帳をお持ちの方または保護者の認印 (愛護手帳の場合) ※身体障害者手帳および愛護手帳は、自署する場合は認印は不要です。 ○マイナンバーがわかるものと本人確認書類 (持参している場合) ※詳細は12ページ参照 ※愛護手帳の手続の際は不要です。	可				
39	◆身体障害者手帳 ◆愛護手帳 ◆精神障害者保健福祉手帳	★ No.33~37のいずれにも該当しない方	当日受付は 転記	28							
40	★ 市営バスまたはJRバス福祉乗車証をお持ちで、転居により電話番号が変更となった方 ◆市営バス等に無料で乗車できる乗車証です。		当日受付は 転記	29	または裏面担当課	乗車証をお持ちのご本人が同意する場合は、市民課から担当課へ変更後の電話番号を提供します。同意しない場合は、変更後の電話番号を担当課へ直接お知らせください。 <div style="border: 1px dashed black; padding: 2px; display: inline-block;">福祉乗車証は転居後もそのままご利用いただけます。</div>	不可			駅前庁舎(1階) 障がい者支援課 ⑭番窓口 (相談フォーム) ☎017-734-5319 ☎017-734-2319	浪岡庁舎(1階) 健康福祉課 ②-3番窓口 (民生福祉フォーム) ☎0172-62-1113
41	★ 青森市福祉タクシー・移送サービス利用券綴をお持ちの方		当日受付は 転記	30	預かり	○青森市福祉タクシー・移送サービス利用券綴	可				
42	★ 青森市福祉自家用車給油券綴をお持ちの方		当日受付は 転記	31	預かり	住所変更手続 ○青森市福祉自家用車給油券綴	可				
43	重度心身障害者医療費助成を受給している方				(発券) 住所変更手続 (青森市重度心身障害者医療費受給者証等交付申請事項変更届)	○青森市重度心身障害者医療費受給者証または受給資格決定通知書 ※以上のほか世帯が変更となる場合は必要に応じて添付書類(同一世帯全員分の所得課税証明書)が必要な場合がありますので、詳しくは担当課へお問い合わせください。	可			駅前庁舎(1階) 国保医療年金課 ⑩番窓口 (医療助成フォーム) ☎017-734-5345	浪岡庁舎(1階) 健康福祉課 ②-2番窓口 (国保年金フォーム) ☎0172-62-1153

支所等 は、各支所・各情報コーナーでも手続ができます。

No	あてはまる方はいますか？	チエック	職員 総合窓口 使用欄	手続	本人による手続の際に必要なもの (代理人による手続の際には担当課へお問い合わせください。)	よる 代理人 手続に しました 完了 した お 手続 後 日	青森地区の 担当課 (お問い合わせ先)	浪岡地区の 担当課 (お問い合わせ先)
0歳から中学生のお子さんがいる方								
44	受給者が公務員			説明	勤務先へ申請をしてください。		受給者の勤務先	
45	★ 受給している方および養育している児童全員が転居した	当日受付は	転記	32	不要			
46	上記のいずれにもあてはまらない(受給している方のみ、児童のみの転居等)			担当課	状況に応じて必要な手続が異なりますので、担当課へお問い合わせください。 <div style="border: 1px dashed black; padding: 2px;">手続が必要な場合は、転居日の翌日から15日以内に必ず手続してください。</div>	可	駅前庁舎(2階) 子育て支援課 ⑩番窓口 (子育て家庭支援チーム) ☎017-734-5334	浪岡庁舎(1階) 健康福祉課 ②-3番窓口 (民生福祉チーム) ☎0172-62-1113
就学前のお子さんがいる方								
47	★ 転所を希望しない	当日受付は	転記	33	裏面	住所変更申請 (教育・保育給付認定変更申請書、施設等利用給付認定変更申請書) ○保護者の認印(自署する場合は不要です。)	可	
48	★ 転所を希望する			担当課	転所手続 (保育所等転所申込書) ○保護者の認印(自署する場合は不要です。) <div style="border: 1px dashed black; padding: 2px;">希望する保育所等の空き状況などについて確認する必要がありますので、担当課へお問い合わせください。</div>	可	駅前庁舎(2階) 子育て支援課 ⑩番窓口 (入所支援チーム) ☎017-734-5330	浪岡庁舎(1階) 健康福祉課 ②-3番窓口 (民生福祉チーム) ☎0172-62-1113
小学生のお子さんがいる方								
49	★ 放課後児童会を退会する	当日受付は	転記	34	裏面	退会手続 (放課後児童会退会届) なし	可	
50	★ 放課後児童会を変更しない	当日受付は	転記	35	裏面・複写・手渡し	住所変更手続 (放課後児童会家庭状況等変更届) なし	可	
51	★ 放課後児童会を変更する			担当課	放課後児童会変更手続 (放課後児童会家庭状況等変更届) なし <div style="border: 1px dashed black; padding: 2px;">希望する放課後児童会の空き状況などについて確認する必要がありますので、担当課へお問い合わせください。</div>	可	駅前庁舎(2階) 子育て支援課 ⑩番窓口 (放課後子ども育成チーム) ☎017-734-5348	浪岡庁舎(1階) 健康福祉課 ②-3番窓口 (民生福祉チーム) ☎0172-62-1113

子ども

支所等 は、各支所・各情報コーナーでも手続ができます。

No	あてはまる方はいますか？	テ エ ク ク	職 員 使 用 欄 総 合 窓 口	手 続	本人による手続の際に必要なもの (代理人による手続の際には担当課へお問い合わせください。)	よ り 代 理 人 手 続 に し ま し た 後 日	完 了 し て お 手 続 し て く だ さ い	青森地区の 担当課 (お問い合わせ先)	浪岡地区の 担当課 (お問い合わせ先)
小学生・中学生のお子さんがいる方									
52	★ 小・中学校の転校をする ◆特別支援学級に在籍のお子さんの転校の場合は、担当課へご連絡ください。	当日受付は転記	36	作成	転校手続 ①転入学通知書 ②在学証明書 ③教科用図書給与証明書 ①は転居届出をした際に市民課または支所等で交付します。②・③は通学していた学校から交付されます。①～③の書類を、転校先の学校へ持参し、手続をしてください。手続は保護者の方に限ります。	不可		駅前庁舎(3階) 学務課 ⑤番窓口 (学務チーム) ☎017-718-1414 支所等	
53	学区が変わっても小・中学校の転校をしない (学区外通学) ◆変更できる条件があります。			担当課	指定変更手続 (小中学校指定変更申立書) 希望する理由により、必要なものが異なりますので、詳しくは担当課窓口でご相談ください。	一部可			浪岡庁舎(3階) 浪岡教育課 ⑫番窓口 (学務チーム) ☎0172-62-3003
54	小・中学校に新入学予定である (入学通知書交付後の転居) 転居後も入学指定校が同じ			説明	担当課窓口またはお電話で新住所をお知らせください。 <受付期間> 小学校：入学前年度の10月中旬～入学式前日 中学校：入学前年度の1月中旬～入学式前日 ※詳細の時期については、お問い合わせください。手続は保護者の方に限ります。	不可		駅前庁舎(3階) 学務課 ⑤番窓口 (学務チーム) ☎017-718-1414	
55	転居後に入学指定校が変わる			担当課	入学通知書交付手続 ※担当課窓口またはお電話でご連絡ください。	不可			
56	就学援助を受給しており、小・中学校の転校をする			説明	就学援助の再申請 (就学援助費申請書(世帯票)) 申請用紙は各小・中学校にあります。 転校する学校で、申請をしてください。	一部可			
小児慢性特定疾病医療費助成を受給している方									
57	青森市小児慢性特定疾病医療費医療受給者証を持っている			担当課	住所変更手続 (小児慢性特定疾病医療受給者証等事項変更届) ○青森市小児慢性特定疾病医療費医療受給者証 ○世帯全員のマイナンバーがわかるものと届出人の本人確認書類 (持参している場合) ※詳細は12ページ参照 ※以上のほか、必要なものがある場合がありますので、詳しくは担当課へお問い合わせください。	可		青森市保健所(1階) あおもり親子はぐくみプラザ (総務管理チーム) ☎017-718-2987	浪岡庁舎(1階) 健康福祉課 ②-5番窓口 (健康推進チーム) ☎0172-62-1114
ひとり親家庭等に該当している方									
58	ひとり親家庭等医療費助成を受給している			(発券)	住所変更手続 (青森市ひとり親家庭等医療費受給者証等交付申請事項変更届) ○青森市ひとり親家庭等医療費受給資格証 ※以上のほか世帯が変更となる場合に必要に応じて添付書類(同一住所全員分の所得課税証明書)が必要な場合がありますので、詳しくは担当課へお問い合わせください。	可		駅前庁舎(1階) 国保医療年金課 ⑩番窓口 (医療助成チーム) ☎017-734-5345	浪岡庁舎(1階) 健康福祉課 ②-2番窓口 (国保年金チーム) ☎0172-62-1153

子ども

支所等 は、各支所・各情報コーナーでも手続きができます。

No	あてはまる方はいますか？	チェック	職員 総合窓口 使用欄	手続	本人による手続の際に必要なもの (代理人による手続の際には担当課へお問い合わせください。)	よる 代理人 手続に しました	完了 しました	お 手続 して 後 日	青森地区の 担当課 (お問い合わせ先)	浪岡地区の 担当課 (お問い合わせ先)	
ひとり親家庭等に該当している方											
子ども	59			住所変更手続 (児童扶養手当住所変更届) または 額改定手続 (児童扶養手当額改定届) または 資格喪失手続 (児童扶養手当資格喪失届)	○児童扶養手当証書(手当が支給停止となっている方は不要です。) 転居した日から14日以内に手続をしてください。				駅前庁舎(2階) 子育て支援課 ⑩番窓口 (子育て家庭支援チーム) ☎017-734-5334	浪岡庁舎(1階) 健康福祉課 ②-3番窓口 (民生福祉チーム) ☎0172-62-1113	
	60	★ 青森市母子父子寡婦福祉資金貸付金の借主、連帯借主、連帯保証人	当日受付は転記	37	不要	住所変更手続 (氏名等変更届)	○届出人の認印(自署する場合は不要です。)				
その他	61	★ ごみの収集日程表を希望する方			配付	【青森地区】 住所異動の手続の際に限り、町会等別ごみ収集日程表(清掃ごみ)を駅前庁舎市民課および支所・情報コーナーでも配付しています。紛失等やその他の場合は担当課へお問い合わせください。 【浪岡地区】 「家庭ごみの正しい出し方」を浪岡庁舎市民課で配付しています。			駅前庁舎(3階) 清掃管理課 ⑫番窓口 (廃棄物・リサイクルチーム) ☎017-718-1179 支所等	浪岡庁舎(1階) 市民課 ①番窓口向かい (生活環境チーム) ☎0172-62-1140	
	62	郵便物の転居届について ◆旧住所あての郵便物および荷物を1年間新住所へ転送します。			配付	各郵便局(簡易郵便局を除く)、駅前庁舎市民課、浪岡庁舎市民課、各支所・情報コーナーにあるハガキに必要事項を記入し、ポストに投函してください。			青森中央郵便局 ☎017-775-1623(代) 青森西郵便局 ☎017-781-5597(代)		
	63	青森市営住宅に既にお住まいの方と同居する方			担当課	同居承認申請 (市営住宅同居承認申請書) (市営住宅同居親族異動届)	○新しく同居する方全員の認印(同一の氏(姓)の場合は一つの認印でかまいません。) ※このほか、必要なものがある場合がありますので、詳しくは市営住宅指定管理者へお問い合わせください。			駅前庁舎(3階) ⑯番窓口 市営住宅指定管理者 協同組合タッケン ☎017-734-2381	浪岡庁舎(3階) 市営住宅指定管理者 (有)皆成建設 ☎0172-62-1167
	64	犬の登録をしている方			説明	担当課へ電話でお知らせください。(飼い主の氏名と転居前・転居後の住所が必要です。)				青森市保健所 (別館1階) 生活衛生課 (生活環境衛生チーム) ☎017-765-5288	浪岡庁舎(1階) 市民課 ①番窓口向かい (生活環境チーム) ☎0172-62-1140

支所等 は、各支所・各情報コーナーでも手続きができます。

No	あてはまる方はいますか？	チェック	職員総合窓口 使用欄	手続	本人による手続の際に必要なもの (代理人による手続の際には担当課へお問い合わせください。)	よ 代 理 人 手 続 に し ま し た	く わ ら し た	お 手 続 後 日 付 し て	青森地区の 担当課 (お問い合わせ先)	浪岡地区の 担当課 (お問い合わせ先)
65	霊園を使用している方 ◆三内霊園 ◆月見野霊園 ◆八甲田霊園 ◆浪岡墓園		説明	住所変更手続	担当課へ電話またはFAXでお知らせください。(墓地の区画番号、使用権者の氏名、前住所・現住所、電話番号が必要です。)	可			駅前庁舎(4階) 生活安心課 ①番窓口 (霊園管理運営チーム) ☎017-734-5277 FAX: 017-734-5256	浪岡庁舎(1階) 市民課 ①番窓口向かい (生活環境チーム) ☎0172-62-1140
66	水道の使用について		説明		【退去する場合】 料金を精算しますので、引越しの3~4日前までに担当課へ電話でお知らせください。(住所、氏名、領収書等に記載されている「お客さま番号」等が必要です。) 【入居する場合】 水道使用開始申込書(郵便受け等に入れてある「新入居者へのご案内」の中のハガキ)に必要事項を記入し、郵便ポストに投函してください。なお、申込書が見当たらない場合は担当課へご連絡ください。(浪岡地区の水道を使用する際は上下水道課へご連絡ください。)	可			企業局水道部本庁舎 (1階) 水道部営業課 (検針チーム) ☎017-734-4281	浪岡庁舎(1階) 上下水道課 ⑤番窓口 (水道チーム) ☎0172-62-1143
67	市民図書館の利用者カードをお持ちの方		担当課	住所変更手続 (申請内容変更届)	○利用者カード ○転居後の住所が確認できるもの(住民票の写し、運転免許証等) ※住民票の写しは確認後返却いたします。	不可			アウガ(6~8階) 市民図書館 ☎017-776-2455	各市民センターおよび浪岡中央公民館でもお手続きできます。
68	浄化槽を使用する方		担当課	浄化槽管理者変更報告書 変更の日から30日以内	浄化槽の管理者が変更になった場合は、手続が必要です。詳しくは、担当課へお問い合わせください。	可			駅前庁舎(3階) 廃棄物対策課 ⑬番窓口 (廃棄物対策チーム) ☎017-718-1086 FAX: 017-718-1166	

《ご注意ください》

- ・「本人による手続の際に必要なもの」欄に「○マイナンバーがわかるものと本人確認書類」の記載がある手続は、以下のものを提示の上、申請・届出書等にマイナンバー（12桁の個人番号）の記入が必要となります。（手続によっては以下の例によらない場合もありますので、詳しくは担当課へお問い合わせください。）
ただし、持参していない場合でも、手続をすることができる場合がありますので、詳しくは担当課へお問い合わせください。

マイナンバーの確認に必要なもの

A 番号確認に必要なもの

- マイナンバーカード
- 通知カード（令和2年5月25日以降も、氏名住所等が住民票に記載されている事項と一致している場合は、マイナンバーを証明する書類として使用できます。）
- 個人番号通知書 など



B 本人の身元確認に必要なもの(本人確認書類)

- マイナンバーカード
- 官公署等から発行された顔写真付きの証明書（運転免許証、パスポート、障がい者手帳など）
- 次の書類のうち2種類を提示（・公的医療保険の被保険者証 ・国民年金手帳 ・児童扶養手当証書 ・特別児童扶養手当証書
・官公署等から発行された（A）氏名、（B）住所または生年月日が記された書類）

《各窓口の受付時間》

- ・駅前庁舎市民課（総合窓口）（平日 8:30～18:00）※土曜日・第二日曜日（9:00～17:00）は各種証明書の発行、印鑑登録、戸籍届書の預かり（受理決定は翌平日の開庁日となります）、マイナンバーカードの交付（事前予約が必要）のみ行っています。
- ・浪岡庁舎市民課（平日 8:30～18:00）※土曜日（9:00～17:00）は各種証明書の発行、印鑑登録、戸籍届書の預かり（受理決定は翌平日の開庁日となります）のみ行っています。
- ・支所（浜館、奥内、原別、後潟、野内）、情報コーナー（中央、柳川、西部、油川、荒川、横内、東岳、高田）（平日 8:30～17:00）

※いずれの窓口も年末年始（12月29日～翌年1月3日）はお休みです。

※駅前庁舎と浪岡庁舎は、引越しに伴う各種手続のため、3月下旬から4月上旬の土・日曜日にも各窓口を開設します。開設する窓口及び開設日は年度により異なりますので、詳しくはお問い合わせ
いただくか、青森市ホームページをご参照ください。

令和3年7月15日更新